

ID: 93

担当部署: 福祉課

<b>処分の概要</b>	認定証の交付		
<b>例規名 根拠条項</b>	令和元年台風第19号により被災した大河原町介護保険の被保険者に係る利用者負担額の免除に関する規則 第5条第1項		
<b>例規番号</b>	令和元年規則第15号		
<b>【基準】</b>			
第2条、第5条第1項及び第2項の規定による。 (免除の対象)			
第2条 利用者負担額の免除の対象となる者は、利用者負担額の支払義務を負う被災被保険者等又はその世帯に属する者が、令和元年台風第19号により次の各号のいずれかに該当した場合とする。			
(1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をしたとき			
(2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負ったとき			
(3) 主たる生計維持者の行方が不明となったとき			
(4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止したとき			
(5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がないとき			
2 利用者負担額の免除期間は、令和元年10月12日から令和2年9月30日までとする。			
3 利用者負担額の免除は、介護サービスの利用者負担額とする。ただし、介護保険施設等における食費・居住費等については自己負担とする。 (認定証の交付)			
第5条 町長は、前条の申請書等の内容を審査し、免除の決定をしたときは、申請者に対し介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書及び介護保険利用者負担額減額・免除認定証(以下「認定証」という。)を交付するものとする。			
2 町長は、前条ただし書きの規定により免除の申請を省略したときは、遅滞なく認定証を交付するものとする。			
3 認定証の交付を受けた者が、介護サービス事業所等で介護保険サービスの給付を受けようとするときは、被保険者証に当該認定証を添えて介護サービス事業所等に提示しなければならない。ただし、認定証の交付を受ける前に、介護サービス事業所等に利用者負担額を支払った場合は、介護保険利用者負担額還付申請書(別記様式)により領収証を添えて申請することで、還付を受けることができる。			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年7月5日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日